

第 22 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成：18年6月23日

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：15：00～16：18

議 事 次 第

1．開　　会

2．農村振興局長あいさつ

3．議　　題

（1）平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

（2）中山間地域等総合振興対策について

（3）その他

4．閉　　会

午後 3時00分 開会

○中山間整備事業推進室長 それでは、定刻が参りましたので、ただいまから第22回中山間地域等総合対策検討会を開会いたします。

私、中山間整備事業推進室長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、開会の冒頭に当たりまして、今回の検討会より専門委員として、株式会社水士舎代表取締役の乾政秀氏にご参加いただいておりますので、ご紹介申し上げます。乾委員におかれましては、水産分野、特に漁村社会の現状を中心にご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、村田委員におかれましては、20分ほど遅れるとの連絡が入っております。

それでは佐藤座長、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 きょうの会議は遅くとも4時半には終了したいと思いますので、円滑な審議、進行にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、クールビズということでございますので、軽装でどうぞご参加いただければと思います。

本日は、松田委員、守友委員、それに永田専門委員がご都合によってご欠席でございます。

では、まず、会議を始める前に農村振興局長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○農村振興局長 農村振興局長の山田でございます。第22回の検討会に、お忙しい中、またお暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。

中山間地域等直接支払制度を初めといたしまして、中山間地域のいろいろな施策につきまして、これまで貴重なご意見をいただいております。御礼を申し上げたいと思います。

最近の農政の動きといたしまして、農林水産省でも「攻めの農政」ということを打ち出しておりまして、特に政府全体といたしましても「食料・農業・農村政策推進本部」という総理を本部長とした会合がございます。その中でも、今言いましたように新しい農政ということで「攻めの農政」ということを打ち出しております。輸出の促進というようなこともありますし、また、特に農業の構造の改革が遅れている分野について、担い手に施策を集中しながら構造改革を進めていこうということで実施をいたしております。この中では、特に品目横断的な経営安定対策の推進、それから、もう一方で農地・水・環境保全向上対策というような施策を打ち出しております。

ついせんだって、先週終了いたしました国会において、特に品目横断的経営安定対策等につきまして必要な法律の整備を行うということで、無事その法案が成立をしたわけでございます。その中で、私ども、車の両輪というような言い方をしておりますが、担い手に施策を集中するという、そういう方向とともに、農村地域、あるいは中山間地域を初めとする農村地域の集落機能を維持するための対策が必要だということで、先ほど申しました農地・水・環境保全向上対策というのを打ち出しております。これにつきましても、前の国会では随分いろいろな形で質問が出ております。やはり担い手に施策を集中していくということとなりますと、一方で農村地域、あるいは集落はどうやって維持していくんだろかというような議論が相当ございます。関心も非常に高まっております。私どもの答弁といたしまして、いろいろな施策をやっていくということですが、その中でもやはり特に懸念される地域として中山間地域があり、その中の重要な施策として直接支払を行っているというような説明をしてきております。今申し上げましたように、一方で担い手に施策を集中し、一方で集落、あるいは農村をどうやって守っていくか、この両方を追求していく施策がこれからやはり中心になっていきますと、中山間地域において農林水産業を残すということもありますが、特に地域の維持のために何ができるかというようなことがますます重要な課題であると考えております。

本日は、17年度の直接支払制度の実施状況、あるいは中山間地域等総合振興対策についてご議論をいただくわけですが、まさにこういった施策は、今申し上げましたように農業政策の――農業政策という言い方がいいかどうか分かりませんが、とにかく農業・農村政策の大きな柱の一つでございますので、ぜひともさまざまな角度からご意見、ご審議をいただきたいと考えております。

本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○中山間整備事業推進室長 それでは、資料の方を確認させていただきます。

本体資料のほかに、まず今日の議事次第、委員名簿、座席配置図、あと配付資料一覧という資料があるかと思います。

次に本体資料でございます。これは資料番号が右の上の方に振ってあるかと存じますが、まず資料1といたしまして、平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（案）、資料2としまして、その概要（案）、資料3としまして、中山間地域等総合振興対策につい

てとなっております。次に参考資料１としまして、直払いの取り組み事例、参考資料２としまして中山間地域の状況、あと、資料番号は振ってございませんが、中山間地域フォーラムの設立についてという資料を今回配付させていただいておりますが、何か不具合、不備等ございませんでしょうか。

○佐藤座長 いずれもおそろいでしょうか。

では、始めたいと思います。今日の議題は議事次第にございますように２つございます。１つは平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について、それから２つ目は、中山間地域等総合振興対策についてということで、順次事務局からご説明をいただいて、それぞれについて質疑、あるいはご意見をいただくというふうに進めたいと思います。よろしく願いいたします。

では、まず、議題１について事務局からお願いいたします。

○地域整備課長 地域整備課長の高嶺でございます。それでは説明をさせていただきます。

資料１と、それから資料２というのがございますけれども、資料２は概要版でございますので、資料１に沿って説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、１ページを見ていただきたいと思います。

平成17年度の取組実績ということで、まず実施市町村でございます。平成17年度に集落協定及び個別協定を締結する上で指針となる中山間地域等直接支払市町村基本方針を策定した市町村、これは下の表に書いてございますように1,063市町村でございます。16年度が1,541でございましたので、市町村数としては減少しております。市町村合併の影響が大きいと考えております。

(２)のところでございますけれども、平成17年度に交付金を交付した市町村は1,041市町村でございます。対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村、1,139市町村でございますので、そのうちの91%となっていますので、１割が実は対象になっていながら交付をしていないという市町村数でございます。16年度がその表に書いているとおりでございますので、数は対象市町村、交付市町村とも合併の影響で大きく減少しておりますけれども、交付している割合は、93%が91%ということで、数字としては若干２%ほど落ちておりますけれども、概ね前期の対策と同様の割合になっているのではないかなというように見方をしております。

２番目が協定数でございます。平成17年度に締結された協定数は２万7,869協定でございます。

次のページ、2ページを見ていただきたいと思います。

その中で、集落協定と個別協定、おののおのございますけれども、まず(1)の集落協定でございます。集落協定数が2万7,435協定でございます。全体に占める割合が98%ということで、ほとんどが集落協定で、個別協定は2%ということになります。ブロック別で見ますと、最も多いのが中国四国ブロックの8,569協定で、集落協定数の31%を占め、続いて九州の5,611協定、これは全国の集落協定数の20%となっておりまして、両ブロックで全集落協定数の約5割を占めるという状況になっております。

後ろに県別のいろいろな表がございますので、また後でお目通しをいただけたらと思いますけれども、ちなみに面積ベースでこの両ブロックを見ていきますと、集落協定に占める割合は、協定数では四国ブロックで31%と申し上げましたけれども、面積ベースですと14%程度。それから九州ブロックは、集落協定数でいくと20%ですが、面積ベースでいくと12%ですから、両方合わせても26%です。2つのブロックは、全体の協定数では5割を占めておりますけれども、面積割合でいきますと26%程度ということになるかと思えます。また、集落協定のうち基礎単価に取り組んだ協定が1万5,103、体制整備単価に取り組んだ協定数は1万2,332でございますので、基礎単価に取り組んだ協定数の方が半分、過半以上を占めているという結果になっております。

個別協定でございますけれども、平成17年度に締結された個別協定数が434でございます。先ほど申し上げましたとおり、全体に占める割合は集落協定が98%に比べて個別協定が2%ということで、極端に低くなっております。個別協定のうち、基礎単価を受ける協定が90、体制整備単価が344でございますので、これは先ほどとは逆転をいたします。割合にしますと21%と79%ということで、個別協定の場合には体制整備単価を受ける協定の方が格段に大きいという結果になっております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

次が面積ベースでございます。平成17年度に交付金が交付された面積は約65万4,000haでございます。平成16年度が66万5,093haでございますので、その比率をとっていきますと98.3%ということで、概ね前期の面積のところまではカバーをしていると言えるのではないかと考えております。

その交付金交付面積のうち、基礎単価による交付面積が約13万9,000haで21%、体制整備単価による交付面積が約51万5,000haで79%。協定数で見えていきますと同等か逆転をしておりますので、面積ベースでいきますと体制整備単価による面積の方が圧倒的に大きい

と、協定数とは逆の結果になっていると言えらると思ひます。

担い手等への農作業の受委託、法人の設立など、より積極的な取り組みを行う場合において、別途単価が加算される面積でございますけれども、4種類ございますが、規模拡大加算につきましては783ha、土地利用調整加算が2,992、それから耕作放棄地復旧加算が75、それから法人設立加算のうちの特定農業法人が2,470、法人設立加算のうちの農業生産法人が2,082と、このような結果が得られております。

4ページをお開きいただきたいと思ひます。

今、全体的に交付面積を見ていただきましたけれども、それを地目別で見たいと思ひます。田が43%を占めております。28万2,538ha。畑が1割、6万7,622ha、草地が44%を占めまして28万8,077ha、採草放牧地は2.4%、1万5,486haという結果になっております。北海道と都府県を見ていただきますと、田の方は都府県が74.8%を占めておりますので、都府県の場合には水田がほとんどを占めておりますけれども、北海道は水田が11.2%。逆に、北海道は草地が87.4%ということで、極端に草地にシフトしたような交付面積割合になっております。

地目別の協定締結率、対象農用地面積に対する交付金交付面積の割合でございますけれども、全体で見えていきますと、全国は、一番右の欄の上から4つ目の欄になりますけれども、81.6%ということになっております。これを横に見ていきますと、田が78.3%、畑が62.3%、草地が91.9%、採草放牧地が84%となっております。畑が62.3%ですから、畑が若干ほかの地目に比べまして低いという結果になっております。逆に北海道では94.6%ですから、かなりその部分は上乘せされているという結果になっております。

5ページでございます。

全体の地目別は今見ていただきましたけれども、交付基準別の協定締結率でございます。基本となるべき急傾斜のところを見ていただきますと、全国で合計の欄の協定締結率は75.3%になっております。田のところは78.4%、畑が64.1%、草地と採草放牧地が85.4%と90.1%ということですので、どう評価するのかということでございますけれども、田と畑が全体からすると少し低目という形になりますが、その部分が圧倒的に多い面積になるわけでございます。それから、緩傾斜の部分も急傾斜と同じぐらいの割合、75.7%ということでございます。あとは水田と、それから畑の割合。水田はほぼ急傾斜と緩傾斜が同じでございますけれども、畑につきましては緩傾斜の方が締結率の方が低くなっているという状況でございます。あとは高齢化率・耕作放棄地率で規定される部分、小区画・不整形で

規定される部分、草地比率の高い草地、それから特認と、こうあるわけですがけれども、おのこの締結率の違いがこの表として記述されております。

続いて、6 ページをお開きいただきたいと思います。

農振農用地区域への編入でございます。平成17年度に新たに農振農用地外の農地を農振農用地区域内に編入した市町村数は147市町村ということでございます。編入された面積は1,312haとなっております。内訳を見ていきますと、田が940、畑が361、草地が2、採草放牧地が9 という形になっております。

それから、既耕作放棄地の取り扱いでございますけれども、135haの耕作放棄地の復旧が計画されまして、24haが復旧されたという状況でございます。また、現に自然災害を受けている農用地の復旧については、561haの復旧が計画されて351haが復旧されたということです。また、林地化については、50haの林地化が計画され、8 haが林地化されているということでございます。

次に、交付総額でございます。平成17年度の交付金の交付総額が502億4,600万円、平成16年度は549億円でございます。交付面積が減った分、またその内訳にも影響いたしますけれども、16年度からは交付金の総額としては少し減ってきております。もう一つは体制整備単価と、それから基礎単価という2つの色分けをつけたというのも、影響として出ているのではないかと考えております。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

協定活動の動向でございます。まずは集落協定の概要を見ていただきたいと思います。

のところで書いてございますように、1 集落協定当たりの平均交付面積は全国で24ha、これは16年度が20haでございますので、4 ヘクタールほど伸びがあります。少し大変なんですけれども、下の方の大きい表と小さい表と見比べていただければ、その数値が出ております。北海道では795ha、16年度が508haですので、1 集落当たりの平均交付面積がかなり大きくなっています。都府県で12ha、16年度は10haでございましたので、若干大きくなったということでございます。それから、1 集落協定当たりの平均交付金額は、全国で182万。これは面積と比例いたしますので説明は省略いたしますけれども、16年度の数字は下の表に書いてございます。北海道で1,969万円、都府県で155万円という平均交付金額になっております。

1 集落協定当たりの参加者数、交付面積、交付金額並びに参加者1人当たりの交付金額のいずれにおいても、体制整備単価に取り組む協定の規模が基礎単価に取り組む協定の規

模を上回っているという結果になっております。基礎単価に取り組む協定の規模というのは極めて小さいという結果になっているわけでございます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

集落協定における農用地面積別協定数でございますけれども、都府県では5 ha未満層が4割を占めております。農用地面積別の協定数が、表のところで一番小さいのが5 ha未満から1,000ha以上まででございますので、都府県では5 ha未満という一番小さい層に区分されているところが4割を占めておりまして極めて大きい割合になっております。20ha以上の層も1割以上は存在しているという結果になっております。北海道では階層ごとにいろいろな分布を示しておりますけれども、1,000ha以上の集落協定も1割以上存在しているという形になっております。

でございますけれども、集落協定参加者の内訳でございます。対象農用地を持たない農業者と非農業者の集落への参加者数、これは下の表でいきますと、分けて書いてありますので見にくいかもしれませんが、左から4つ目の欄に、「うち交付農用地を持たない農業者」と書いてありますけれども、その欄と、それから右から2つ目の「非農業者」と書いている、この2つの欄、これを足し合わせた数字です。北海道では5,633人で27%、それから都府県では3万2,868人で6%の参加率となっております。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

集落協定の活動内容でございます。まず、農業生産活動等として取り組むべき事項として、耕作放棄の防止等の活動でございますけれども、下の表を見ていただきたいと思います。真ん中あたりに農地の法面管理というのが76.7%とございます。これが最も高く、次いで、左から3つ目の欄、賃借権設定・農作業の委託というのが44.3%。それから、先ほど見ていただいた農地の法面管理の隣に鳥獣被害防止対策とございますが、これが39%。この3つが上位3項目という形になっております。

それから、多面的機能を増進する活動でございますけれども、左から3つ目の欄にあります周辺林地の下草刈りが67.3%。それから真ん中より少し左側寄りに景観作物の作付け、40.1%とあります。それから堆きゅう肥の施肥が17%となっております。

集落マスタープランの内容でございますけれども、集落を基礎とした営農組織の構築・充実が42%で最も多く、次いで、核となる集積対象者の育成及び当該集積対象者への農用地の集積が31%ということになっております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項で、まず農用地等保全マップの内容でございますが、農地法面、それから水路・農道等補修・改良、これが82%と最も多く、次いで鳥獣被害防止対策42%、農作業の共同化又は受委託等が24%という形になっております。

それから、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動でございますけれども、A要件、B要件、これは選択になっておりますけれども、A要件を選択した協定が1万1,180、B要件が1,519でございます。ほとんどがA要件を選択されたという結果でございます。逆に言いますと、A要件の方が乗りやすかったということになるのかもしれませんが。A要件の中で最も多く選択されている項目活動は、機械・農作業の共同化、これが62%、多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携、これが52%、認定農業者の育成32%、担い手への農作業の委託27%となっております。B要件では、集落を基礎とした営農組織の育成が6割、担い手の集積化が4割という形になっております。

11ページをお開きいただきたいと思います。

共同取組活動の交付金の使途でございます。共同取組活動の交付金の使途を見ますと、農道・水路管理費に使用している協定が最も多く、交付金の26.7%が充てられております。次いで一番右の欄になりますけれども、機械購入、施設整備、災害復旧、イベント開催などに備えた積立・繰越が23.2%。積立・繰越とその他を除く交付金の支出割合を見ますと、北海道においては農地管理費、農道・水路管理費、多面的機能増進活動費の割合が1割以上となっております。都府県においては農道・水路管理費の割合が3割を超えている結果となっております。北海道は、先ほど見ていただきましたように草地の比率が高いということもあって、農道、それから水路といいましょうか、水路そのものの賦存量が少ないというのがこの結果にあらわれているのかなと思っております。

最後に、12ページをお開きいただきたいと思います。

交付金の配分割合でございますけれども、平成17年度における共同取組活動への交付金の配分割合、全国で57%でございます。16年度が54%でございますので、割合でいきますと2.9ポイント割合が高まったということが言えるかと思えます。

また、一番下に出ておりますけれども共同取組活動の配分割合別の集落協定数は40%以上60%未満が71%と最も多くなっております。すべて共同取組活動に配分したという協定が11.5%でございますけれども、逆にすべて個人に配分した協定も1.3%ございます。

ちなみに、ここの表にははっきりと示しておりませんが、40%以上60%未満の内

訳を見てもみますと、50%以上の方に協定数が分布しておりますので、かなり共同取組活動に使われている割合が高いというふうに見ております。

13ページ以降、最後の26ページまでは、さらに都道府県別に今ご説明申し上げました項目について記載してありますとともに、もう少し細かいデータ等を記述しておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明を踏まえまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。どうぞ、どなたでも結構ですのでお願いいたします。いかがでしょうか。

○小田切委員 3点ほど意見と質問をさせていただきたいと思います。

1つは意見でございますが、共同取組活動に対する交付金の配分の割合が都府県で顕著に高まった。前期対策は52.6%、これが今回56.1%になったということですが、これは恐らく私どもの実感からすると、体制整備単価を表現した協定で、なおかつ規模が大きい協定では、その中でかなりの部分を地域でまとめて使っているという実態があると理解しています。したがって、ここのところは誇っていい数字ではないかと思っております。その点で、この共同取組活動の割合の分析をさらに深めていただくことを強くお願いしたいと思います。

それから、2番目は意見と同時に質問でございますが、加算について少し事務局のご見解をお聞かせいただきたいと思います。加算を獲得した協定は、もちろん重複がありますでしょうから足すことはできませんが、あえて足せば800ぐらいになるかと思えます。今回の第2期対策は、基礎単価、体制整備単価、そして加算、この表現はちょっと正しくありませんが、大雑把に言えば3段階になっていると理解すると、100対80対、そしてこの800というのは恐らく2%程度ですから、100対80対2という数字になると思うんですね。例えばこれが100対80対20とか、そういう数字であると大変立派なものではないかと思うわけでありまして。直接支払制度が、多分品目横断もそうなんです、一種のメッセージ性が非常に強い政策でありまして、ハードルを一つ一つ超えて次なる協定をつくっていく、地元ではそのように考えられているとすると、多分この加算の部分がもっと増えなくてはいけない、あるいは増えるような方向性を考えるべきだと思っています。

その点で、これは前回も発言した記憶がございますが、残念ながら加算の中には中山間地域らしい加算というのがございません。例えばグリーンツーリズムとか、あるいは農産

加工とか、そういう加算がないということが、恐らく加算部分を獲得するということのインセンティブを弱めていると思っております。加算部分は後で追加できる制度であると思いますので、でき得れば次の年度、あるいはさらに先にこの加算部分の充実ということをご検討いただきたいと思います。この加算の位置づけ、私のような理解でいいのかどうかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後は、ひょっとしたらこれは先の議題になるかもしれないんですが、参考資料2というのを今日いただいております。事前には配られていなかったものですから、今見ているんですが、今日の話とも関係するので、あえて申し上げておきますが、この1ページ目といいましょうか、1の耕作面積に大変おもしろい数字が出ておりまして、平成12年と平成17年の中山間地域の耕地面積を見ると変化していない、むしろ増えているんですね。202万から203万、四捨五入すれば同じ値になりますが、そういう意味で、これは全部ではないとは思いますが、中山間直払いが何がしかの形で中山間地域の耕地面積の減少に歯どめをかけたというふうに考えるべきところなんです。残念ながら文章は「その減少率は全国並みで推移している」というふうに書いております。統計の解説としては、これは恐らく間違いだと思いますので、ここはぜひご訂正いただいた上で、きょうの議論とつなげるような、そんな書きぶりにしていただきたい。あるいは私の理解が間違っているかもしれませんので、この点、ご質問させていただきたいと思っております。

以上3点でございました。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

2点ほど質問がありましたが、まず1つは加算を充実した方がいいのではないかというご意見と現状について。それから、もう一つは、中山間地域における耕地面積の増加についてということです。

○地域整備課長 現状の加算措置の比率でございますけれども、先生のおっしゃるとおり、我々としても加算措置のところの取り組みが実は非常に悪いといいましょうか、低い数字になっているというのは認識をしております。

1つは、北海道の取り組みが少し加算措置について前期対策に比べても悪かったということもあるんですけれども、もう少しその適用を図っていくような努力を我々も含めましてしていく必要があるという認識に立っております。

それから、加算についての見直しでございます。制度ですので、変えて変えられなくはないということもございますし、検討は普段から行っていかなければいけないというのは

理解をしております。いろいろ現状分析をしながら検討していくというのは、そういう姿勢で臨みたいと思っておりますが、現実上の問題として、今、この時期に、5年間の時期の間にその部分の追加を行うことができるのかどうかというのは、極めて高いハードルになってきていると思います。もう少し我々としても分析をしながら、しかも少なくとも今の加算への取り組みが、こういう状況の中ではなかなか次の加算というものも打ち出しにくいと思っておりますので、まずは今の加算への取り組みの数字を増やす努力をしたいと思っておりますし、また、合わせまして、今、先生がおっしゃったような中山間地域にふさわしいものも取り組めるのかどうかということを検討をしていきたいと思っております。

それから、参考資料の2のところでございます。後で説明を申し上げようと思っていたんですが、数字上で見ますと、中山間地域の面積が増えているように見えるんですけども、市町村合併の影響で、中山間地域のくくり方がここ二、三年の間で非常に変わってきている部分がございます。要は、今までは中山間地域ではなかった部分が、市町村合併の影響で、中山間地域に括られてしまっているところが出てきている傾向があります。全部網羅的に調べたわけではないのですが、幾つか調べてみますと、結果としてはそういう傾向がございます。従いまして、実は我々としても胸を張って中山間地域の面積の減少傾向に歯止めがかかっていると言いたいところはやまやまあったんですけども、そういうことを考慮しまして、こんな書きぶりにしているというところはございます。この部分については、参考資料の2を時間があれば説明をさせていただく中で申し上げようと思っております。

○小田切委員 耕地・作付面積統計は公表は市町村単位ですので、確かにそういうことなのかもしれません。しかし、もしそうでしたら推移として示さない方がよろしいのではないのでしょうか。つまり、連続していない数字を推移として示してしまっているということです。この辺のご配慮もお願いいたします。

○地域整備課長 気をつけるようにいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

どうぞ、お願いします。

○内藤委員 少し違うのかもしれませんが、担い手への加算の部分です。私が知っている限りでは、今、人手がすごく足りないというところで、新規の就労者を増やすということ。それと、手伝いという形ではおかしいんですが、今、かなりの人たちが手伝いに

入っていますけれども、そういう人たちへもやはりある程度の報酬というんですか、そういうものを出さないと、なかなかこれからはやっていただけない部分があるんじゃないかと思いますので、その点で、そこへも何かお金をつけていただけたらありがたいのかなと思っています。

それと、先ほどの耕作放棄地の面積の資料の中で鳥獣による被害というのがあります。この鳥獣による被害というのは今非常に大きな問題でして、周りの農地への影響が非常に大きいので、こういった農地、要するに放棄地は今後どんな形で使用していくのかということで、耕作しなければ貸ししなければ売りもしないという、そういう農地が非常に周りの農地への影響があるとすれば、こういう農地は買い上げるとか、税金をかけるとか、そういうことをしていかないと、なかなか農地としての役割を果たさないところがあるんだと思いますので、今後そういった農地をどうやっていくかということが私はちょっと心配なものですから、今後の検討課題にしていだきたいと思っています。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

前半のご意見に関しては、8ページにある協定参加者への非農業者の参加には、お手伝い的な人たちの参画も入っていると考えてよいでしょう。

○小田切委員 この数字はいささか過少に出ている数字だろうと思います。というのは、集落協定書の後ろのリストに名前を掲載した者の数だけがこういうふうに出てきているのであって、実際に非農家が集落協定の活動にもっと多く加わっているというのが実態だろうと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

後者の問題は、そういう鳥獣被害と耕作放棄地との関連で、もう少し耕作放棄地に対する対策を何とかしてくださいというご要望だと思いますが、これでよろしいですね。

○内藤委員 よろしいです。それは、地方ではなくて都市周辺の耕作放棄地にもやはり影響してきていますので、できればこの非農家のというのではないんですけれども、そういう形で皆さんのお手伝いができるような土地にしていいただければ有効に使えるんじゃないかと思っています。

○佐藤座長 お答えをどなたかにいただいた方がいいですか。

○地域計画官 耕作放棄地対策につきましては、中山間、あるいは都市周辺にもそれぞれございますが、私どもとしましては、まず農地として使っていただくのが前提ではあるんですが、入っていますけれども、農地として使っていただくようなもの、あるいは、場合によって

は農地ではなくて、例えば森林に戻すとかということもあろうかと思います。そういうところを区別しまして、森林に戻すようなところは林地にする、農地に戻すところは農地に戻す、とまず区別して、その上で、農地に戻すところにつきましては、いろいろな事業を集めまして農地に戻していこうというようなことをやっていこうということで進めているところでございます。

実際、耕作放棄地の減少は歯どめがかかっておりません。このたびの基本計画などの中でも、耕作放棄地対策を充実していかなければいかんということをやっているところでございますので、まずそういった形で、一定のものは山に戻しながらも、戻すべきところはきちり農地に戻していくというような形で頑張っていきたいと思っているところでございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

都市周辺ですと市民農園として利用するとか、いろいろな施策があります。

時間も予定より過ぎていますが、まだご発言はありますでしょうか。お願いいたします。

○服部委員 ちょっと2つほど感じたところを申し上げさせていただきます。

1つは、資料1の最初のページの1のところで、2の協定数ですね、締結された協定数。それで、協定数の内訳として基礎単価、体制整備単価となっていて、これは当然ここに出席している人たちにとっては、もう当たり前の内容として解っているでしょうけれども、ただ、ちょっと私、この間、2年間ぐらい大学の仕事の関係でもって会議に出られなくて、きょう2年ぶりぐらいに出てきたんですけれども、そうすると、今、私は一般の人に近いような感覚でこれを見ているんですね。そうすると、これは異様に感じるんですね。基礎単価とあるんだから、あるいは体制整備単価であるんだから、これはいくらなのかなと思うのです。これは協定の内容を言っているわけなんだけれども、基礎単価と言われると、下に確かにこれは説明があるんです。「基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価」だと。具体的に幾らかというのは、一般の人、直ちにこれが単価と言われれば気になるんです。よくよくほかの参考資料を見たら、資料の2のところの4ページに、一体単価が幾らになっているのかなと思って探してみたら、多分これなのかなと私は思ったんですけれども、4ページですね。集落協定の概要でもって、これは交付の金額なんだけれども、基礎単価は1協定当たりの平均で91万円、体制整備単価は、これは全国平均ですけれども294万円と出ているんです。だから、やはり一番最初のところの資料1の一番最初に出てくる協定数のところなんかは、やはり単価と書いてあるんだから、具体的に幾

らなのかということ、この注のところにも示しておいてくれた方が、読む人にとってはその方が大変わかりやすいというか、親切なんじゃないのかなというような感じがするんですね。これが1点です。

それから、もう一つは、これは小田切さんの最初の発言に関連してくるんですけども、私も、始まる前に中山間地域の状況という参考資料2を見ていて、最初のページですね。耕作放棄地面積の図が出ていて、その下に数字が出ているんですけども、中山間地域でも耕作放棄地面積は、なおかつ12年度から17年度に増えてはいる。だけれども、前の5年間に比べて増え方が減っているという姿がここに出ているわけです。説明としては「中山間地域の耕作放棄地面積の増加率は、全国並みで推移している」。全国並みで推移しているんだから、増加率が実質的には減少しているんだとここで言うてはいると思うんですけども、やはりこれ、もう少し前の5年間と比べて、この制度が導入されて以降の5年間というのは中山間地域での耕作放棄地面積の増加率はかなりダウンしていると、増えてはいるんですけどもという具合に、やはり具体的に書いてもらった方がいいと思うんです。

実は今年度の農業白書で耕作放棄地面積に関して言及しているんですね。やはりそこにおいて、耕作放棄地面積が増大しているということが言われているわけです。だけれども、中山間地域直接支払というものを知っている者は、中山間地域直接支払は、これはまさに耕作放棄地面積の増大を防止するために導入された。じゃ、それが導入して6年間たっている中でもって、中山間地域直接支払制度は耕作放棄地面積の増大に対してどういう役割を演じてきたのかと、直ちに気になるところなんです。そのところの書きぶりがないんですね。私、そこは不満に思います。たまたま昨日、白書を執筆された評価課の人たちと白書についての検討会があったので、そこを申し上げましたけれども、それが気になったところでしたので、あえて私の方からも申し上げておきます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

参考資料の2については、後ほど時間を設けてご説明いただくことにします。前半の件に関してはよく注意をするようにいたしますが、わかりやすい資料をといてご注文だと思います。この委員会の皆さんは、専門家で知っているという前提でつくられたと思いますので、社会に出すときには解りやすくするようにしていただきたいと思います。

○地域整備課長 服部委員の方からは、単価を書き込めというお話かと思います。単価を書き込むのか、例えば基礎単価の交付を受ける協定数だとかという書き方をさせていただくのかは、ちょっと工夫をさせていただきたいと思います。

○服部委員 単価という言葉が出ると、単価が幾らなのかなという、当然そういう疑問と
いうか発想になりますよね。それに答えないといけないと思うんですね。

○地域整備課長 趣旨はよくわかりましたので、ちょっと検討させていただきます。

○服部委員 お願いします。

○佐藤座長 まだご意見があるのかもしれませんが、予定の時間を随分過ぎておりますので、議題の(2)に移らせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、2番目の中山間地域等総合振興対策について、事務局からご説明をいただきます。

○地域整備課長 それでは、中山間地域等総合振興対策について、ご報告ということになるのかもしれませんが、資料3というのがございますので、それを見ていただきたいと思います。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

これは、昨年と一昨年、この検討会でもいろいろご議論いただいたところでございますので、再度繰り返しての説明ということになるのをお許しいただきたいと思いますけれども、中山間地域等の総合振興対策の一つの柱といたしまして、平成12年から平成16年度までにおきましては、地域別振興アクションプランの作成による取り組みというのを取り進めてまいりました。これは、中山間地域等直接支払制度の発足とあわせまして、市町村区域を超える広域における整合的・効果的な地域振興を図る観点から国が要綱を定めて対策を実施をしていくということで、内容といたしましては、国が振興方針を策定をいたします。都道府県は、その振興方針に基づきまして、原則複数市町村を対象とする地域別の振興アクションプランを策定するようにお願いをしておりました。この策定に当たりまして、国は事前に審査を行った上で認定という行為がありました。認定された、そのアクションプランに盛り込まれました事業について、優先採択という配慮規定がそこに盛り込まれております。対策の実施状況でございますけれども、この5年間で策定されましたプランで作成された市町村数は、中山間地域全体の14%という数字でございます。

そういう意味では、14%でございますので、その作成というものは、思ったほどの数という成果を上げたということには至らなかったということでございますけれども、17年度から中山間地域等総合振興計画の作成による取り組みということで、趣を新たにしてスタートいたしました。これは、より地域の自主性・裁量性を一層重視する。それから、広域連携による効果的・効率的な地域振興の必要性から、地方による多様な広域振興計画の策

定を支援するということで、国は基本指針という計画の重要性なり、その定めを推進するような指針を定めまして、それに伴って振興方針も定めて取り組みを奨励をする。内容につきましては、国は振興方針の提示をし、都道府県、市町村等は、その方針を参考として地域振興計画を作成する。広域的な地域振興計画と見なされるものを含めまして、国は作成状況を情報収集して、それらの地域の現状、課題及び取り組み内容を把握するというような活動に衣がえをいたしました。

対策の実施状況でございますが、この基本指針、振興方針を示しましたのが平成17年12月でございましたけれども、それ以降、調査をいたしますと、新たに作成をした計画というのが、山口県で中山間地域づくりビジョン、今のところ1件ということでございます。こういう状況でございますので、もう少しこれを取り組みを進めていく必要があると思っております。

2ページでございますけれども、旧対策と新対策の主な相違点というのは、今ご説明を申し上げましたとおりでございます。以前は国が認定するという規制的な仕組みでございましたけれども、今執り行っておりますのは、地域に合った計画を作成する奨励的な仕組みに変えたという点、それから、計画作成主体を都道府県から加えまして市町村及び広域事務組合に拡大したという点、それから、新しく作成した計画だけでなく、既存の計画につきましても、国が提示した指針・方針の内容をおおむね含んだものについては中山間地域等総合振興計画と見なすというような規定を盛り込んでいるという点、これが大きく変わった点でございます。

まず、山口県の計画をちょっと見ていただきたいと思います。3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

地域別振興アクションプランというのが、今まで16年度までのプランの国が示していた内容といいたししょうか、項目を羅列をいたしまして、若干目的のところなどは少しこちらで類似した文言を入れている部分もありますけれども、概ねこういうような規定を盛り込んでくださいというようなものを示しておりました。それから、基本指針の中に示しております新しい計画の項目も、ほぼ地域別振興アクションプランに近いものでございますけれども、実際に山口県が策定をされました山口県中山間地域づくりビジョン、これを見ていただきますと、例えば4ページのローマ数字の のところ、「生活基盤の総合的整備」のところ私どもの方は分類をいたしましたけれども、例えば「みんなで創る地域の暮らし」ということで、地域コミュニティ組織や地域づくり活動団体の育成というような項目

を入れてみたり、地域づくりの担い手確保ということで、いろいろな多様な担い手の確保なり参加を促している点、それから、生活基盤の整備、それから高齢者・女性対策の推進というのが以前の項目でございましたけれども、「安心・安全で住み良いくらし」の中に、少しくらしの安心の確保とか安全の確保、住み良い暮らしの環境整備といった、より幅広い内容を盛り込んで作成をされている点、それから、「元気で誇りのあるくらし」という番のところでございますけれども、いろいろな生涯を通じての現役社会づくりの推進だとか教育活動といったようなことまで踏み込んでいる点等々が盛り込まれたような計画になっております。

それから、５ページでございます。

具体的な目標につきましては、以前示しておりましたのが、左側に書いておりますようなから の数でございますけれども、それをはるかに超える多様な目標を設定をされておりまして、これに取り組んでいこうということでございます。このような意欲的な計画が策定をされたということもございますので、こういうものも参考にしながら、広くこれから全国にもう一度、振興計画の策定等に向けた取り組みを強化をしていく必要があると思っております。

また、既存の計画におきましても、それを見直していくということでございます。それも見直していただいて中山間地域の振興に役立てていっていただくということも大事だと思っておりますので、その点につきましても、今、ちょうど半年たったところでございますけれども、まだこれから一層そういう啓発なり周知なりに努めていきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明を踏まえまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

第２期対策では、自主性とか裁量性ということで振興計画をつくるように変えたところ です。それほどまだ時間もたっていないということもあって、策定の現状はまだそれほど積極的ではないということで、今後一層推進するというお考えでございますが、いかがでしょうか。

特になければですが、この件に関しましてはよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、最後のその他でございますが、事務局の方から何かございますか。

○地域整備課長 それでは、先ほどからもちょっと話題に出ておりますけれども、もう終わったようなところもありますけれども改めまして参考資料2を少し説明をさせていただきたいと思います。

参考資料2の1ページ、ちょっとページが打ってなくてまことに申しわけございません。1の耕地面積というところを見ていただきたいと思います。

先ほど小田切先生のご質問にお答えしたとおりでございますが、その点をはっきり明記をしていなかったというのは事務局の至らなさだったと思っておりますけれども、市町村合併の影響で、今までは中山間地域じゃないところが中山間地域にかなり取り込まれたということで、連続性がなかなか比較ができないところもございます。これをまた網羅的に調べていくには少々時間がかかりましたので、そこまではっきりと書くわけにもいかないというか、こういう表現にとりあえずさせていただいたところでございます。

耕作放棄地面積につきましては、逆に言いますと中山間地域が増えている中で、その中山間地域の中の耕作放棄地面積がそれほど増えていないということです。服部先生のご指摘のように、中山間地域の耕作放棄地の増加率というのは全国に比べて抑制されていると見えなくもございません。

○服部委員 見えなくもないって、どういうことですか。

○地域整備課長 読み取れると思います。それで、服部先生のご指摘もありましたけれども、中山間地域直接支払の交付対象となっている面積につきましては、耕作放棄地をこれ以上増やさないという項目になっておりますので、ですから、少なくとも前期の66万5,000haにつきましては耕作放棄地は増えていないということになりますので、その点での寄与率はもっと詳しく分析をしなければいけないというおしかりがあると思っておりますけれども、相当寄与しているのは間違いはないと思っております。

それから、次のページを開いていただきたいと思います。

販売農家数でございます。これも同じように中山間地域のとり方が変わってきておりますので、農家数も、これも1と同じようにうのみにできない側面はあろうかと思います。それは4番の農業算出額とも同じでございます。対象とするエリアが中山間地域は広がってきている可能性がありますので、3番、4番ともともに連続性という点では見られないところはございますけれども、時系列的に見ていけば、ある程度少し類推しながら見ていくしかないということでございますけれども、販売農家数の割合で見ますと、中

山間地域の販売農家数の割合というのは、やはり昭和60年、平成2年、平成7年と増えたり減ったりしながら来ておりますけれども、ほぼ一定の割合で推移をしている。

農業産出額につきましては、少し中山間地域の割合が増えてきているという傾向にございます。これも市町村合併は16年、17年とどんどん進んでまいりましたので、そのとり方で、16年度といえども少し影響してきている。中山間地域のエリアがふえてきている可能性は否定できないというのがございます。

それから、次のページでございます。

1戸当たり農家総所得。これでいきますと、若干中山間地域エリアの増減とは影響は薄まりますけれども、1戸当たり農家総所得で見ていきますと、これも全国と中山間地域の比率でございますけれども、逆に増えた結果になっておりますが、これも出典のところ、一番下のアスタリスクのところでございますけれども、平成16年分より農業経営非関与者、農業労働日数60日未満の方の所得を含めていないため、やはり連続性は見られないということになっております。逆に言いますと、60日未満の所得の方を省いていきますと、かなり中山間地域の方がその割合が高まってきているというのが全国並みになってきているという結果にはなっております。

それから、生産性につきましても、ここに書いてあるとおりでございます。全国にだんだんと近づいてきている。労働生産性は、農業労働1時間当たりの農業純生産額で示しておりますけれども、だんだん全国並みに近づいてきているという結果になっております。

それから、最後のページ、これは土地生産性。経営耕地1ヘクタール当たりの農業純生産額。これも同様に全国並みに近づいてきている。ただ、もう少し分析が必要というのは、母数が変わっているというところもございますので、どうしても連続的に見ていくには少し確実性に乏しい部分があるというのは事実だと思っております。しかしながら、連続性はないにせよ、こう動きを見ていきますと、なかなか中山間地域も頑張っているというふうに見えなくもないかなと思いつつ見ております。

定性的な説明で申しわけございませんけれども、私の方からは以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

必ずしも連続的に見られないものもありますが、今のご説明を踏まえてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○柏委員 6の生産性のところですけども、これを見ると非常におもしろと思われます。ただ、問題もあります。ここでは1時間当たりの農業純生産額で出されています。これも

意味はありますが、実態が見えにくくなる。この指標ですと、いろいろな作物が全部アグリゲートされた値で出てしまいます。何が要因なのかわからない。次にこの指標の場合、北海道や各都府県が一緒になった値で示されており、実態が判断でき難い値となっています。ここで必要な指標とは何か。本制度で比重の大きい棚田でいうと、過去5年間、生産部門などでの集落共同活動に力点をおいて本制度を適用してきて、もちろん平場と比較する必要は必ずしもないのですが、その結果、きちんと地域別に見た中山間地域での5年間の前後での比較で見て、10アール当たりの労働時間やコストがどれくらい、縮減してきたのか、そうでもないのか、ということがわかれば非常にわかりやすい。しかし、全国一本での農業純生産額でだされても解釈がそうとう難しい。もっとシンプルな値で、わかりやすく、本制度の成果を説明できるようにしてほしかったと思います。

○佐藤座長 都府県と北海道とは別にするとか、作物別にすることですか。

○柏委員 まず、純生産額だと多様な要因が入り込むので、それならそれできちんと説明しなければ何のことも判断できないということです。もっと単純なものでよい。たとえば、稲作で10アール当たりの労働時間、機械コストなどがどれくらい変わったかを、中山間地域内だけの比較でいいんです。地域別に時系列的に示してやれば。

○佐藤座長 わかりました。

○村田委員 先ほどの中山間地域の状況の2の耕作放棄地面積の話ですけれども、ご説明では、全国と中山間地域の比較をするから、54%という数値が出てくるでしょうけれども、これをどう見るかという場合は、時系列的に見た方が意味がある。直接支払をやっていなかった平成7年から12年の増加面積が5万6,000haなんですね。しかし、前期の直接支払をやった12年から17年の5年間で2万haの増加にとどまっている。そういう意味では非常に顕著な変化が見られる。耕作放棄地面積の増加率がすごく減っていると言えるわけで、先ほどご説明がありましたけれども、それは中山間地域等直接支払制度が少なからず貢献したと胸を張っていいんじゃないかと思うんですね。

目に見えるような効果がないという見方もありますけれども、今の耕作放棄地面積だけ見ても、大きな変化があったともっと積極的にPRしていいんじゃないか。全国と中山間で比較するから、その割合の内容ということになって、他のところの説明もみんなそうなんですね。そこは、先ほどの服部さんの認識とほとんど同じなんですから、一般の人の認識と、この分析の認識の違いになっているんじゃないかと思います。

○佐藤座長 制度が始まる前の5カ年間のデータと、制度が始まった後の5カ年間のデー

タでは全然違うので、もっと胸を張って説明してもいいのではないかというご意見です。

○地域整備課長 ぜひ胸を張りたいところもあるんですが、5年間の伸び率で比較いたしますと、中山間の直接支払の効果だけではなくて、例えば経済活動の活発化だとか、いろいろな要因が実は出てきますので、ちょっと素人なりにというんでしょうか、それを比較するにはこういうのがいいのかなというところを、ちょっと挙げたわけでございます。

今、いろいろな表のつくり方、分析の仕方についてもご意見を頂戴いたしました。これは第一歩ということでご理解をいただいて、いろいろなご意見をいただいて、これから少しずつ拡充をしていきながら、データブックになるように、しかもフォローできるような形にこれからも工夫していきたいと思っております。

○村田委員 それから、先ほど言わなくて申しわけなかったんですけども、もとへ戻っていいですか。中山間地域等総合振興対策についてなんですけれども、今度こういうふうに変えたということを私は評価したいと思います。そもそも中山間直接支払制度というのは、その地域地域の創意工夫に任せる。直接支払のお金は役に立つように皆さんが話し合って工夫しなさいよということであって、国がこういうお金の使い方をしなさい、こういう建物を建てなさいとか何とかしなさいと言わないのが、この制度の一番の目玉で核心なんです。ですので、地域振興プランをつくれというときも、ああだこうだ言うんじゃないで、基本的には地域の自主性を尊重して、自主性に基づく計画をつくれと、そういうことを奨励する方式にするのは、まさに中山間地域等直接支払制度にマッチする形になると思うんですね。かなり進歩したというか、進んだ形になったんじゃないかなというふうに思います。

○服部委員 これ、1つお尋ねしたいんですけども、この中の……

○佐藤座長 どの資料ですか。

○服部委員 参考資料2の5ですね。5の1戸当たり農家総所得のところで、16年分より農業経営非関与者の所得を含めていないということですよね。これは、16年以降は農業経営非関与者の所得というものはわからないということじゃないですか。だから、わからないということだから、仕方なくそれを外しているんだということなのか。農業経営非関与者の所得はわかっているんだけど、何らかの理由でもってそれは落としているのか。これ、どうしてなのでしょう。

○地域整備課長 勉強不足で、なぜ落としたのかということとはわかりませんが、統計をとる時点でそこが排除されてしまった統計に変わったということなものですから、我々とし

ては、その数値を、今の農業経営非関与者の数値というものを知るよしがなかった。

○服部委員 統計的データとしてそれが存在していないということなんですか。じゃ、やむを得ないということですね。何でそんなことをしたんでしょうね。連続性がなくなったら統計の意味がなくなっちゃうんですからね。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。参考資料2についてですが、よろしいでしょうか。いろいろまだ今後きちんと分析する必要があるというご意見だったと思いますが、よろしく願いいたします。

そのほか、事務局でございますか。

○内藤委員 先ほど村田委員が総合対策のことについておっしゃったんですが、私も山口県のをを見せていただきまして、まさにこれは生活者全般でこのようなお金の使い方をされるんでしたらば、非常にいいことだと思うんですね。ただ農業だけじゃなくて、農業で生活することじゃなくて、ホームヘルパーとか、いろいろなそういう部分に使われていますから、こういう使われ方をするのはまさにいいお金の回り方ではないかと思って...
...

○佐藤座長 誤解されると困るんですが、このビジョン全体に、この直接支払のお金が使えるわけではありません。

○内藤委員 具体的目標の中になんかいろいろな部分が入っていますけれども、その全体のプランの中で使われる部分はこの部分ということなんですか。

○佐藤座長 その中に使われるということです。全部ではありませんけれども。

○内藤委員 全部じゃないんですね。ただ、包括的にいろいろなものと連携しながらお金が使われていくというのが、これから地方も大変だと思うんですが、非常にいいことだと思って、私は見させていただきました。

○佐藤座長 こういう形で全国で広がればいいなと思っているところで、ぜひご推進をお願いいたします。どうもありがとうございました。

この件はよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それ以外、何かその他でございますか。

○中山間整備事業推進室長 ちょっと1点ございまして、これはご紹介ということになるかと存じますが、中山間地域フォーラムの関係でございまして。この中山間地域フォーラムにつきましては、当検討会の佐藤座長を初めとしまして、小田切委員、柏委員、松田委員、村田委員、守友委員ほか、国内の中山間地域に関する産官学の研究者、有識者の方々

が発起人となられまして、来る7月1日に設立を予定していると聞いておりますので、いわば中山間地域の応援団とも呼べる、我々にとって非常に頼もしい存在だと考えております。

そこで、今日の検討会の正式議題というわけではございませんが、委員の皆様のご賛同がもしいただけますれば、せっかくの機会でございますので、佐藤座長の方から中山間地域フォーラムのご紹介を賜りたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤座長 お時間をいただいてよろしいですか。ありがとうございます。せっかくの機会ですので、少しお時間をいただきます。

今ご紹介がありました中山間地域フォーラムについてですが、皆さん、ご記憶にあると思いますが、中山間地域等直接支払制度について委員会で検証した結果としての報告を、2004年8月に出しました。その委員会の最後に、ぜひ発言をしたいということで野中専門委員からご発言がありました。この直接支払制度は非常に効果がみられるけれども、高齢化とか過疎化の進行状況を見ると、この制度のみでなくて、ほかの手だても要るのではないかと。何かもう少し考える必要があるのではないかとというような趣旨のご発言であったと思います。その発言を受けとめるかたちで、野中さんを中心に、まず勉強会を始めることとしました。ちょうど1年ぐらい勉強会をした結果、中山間地域フォーラムを立ち上げようではないかということになりました。

せんだって6月5日に、この農林水産省記者クラブにプレスリリースをしました。全国的に取り上げていただきまして、地方紙等々に記事が載りました。その記事を見ていただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、7月1日に設立の総会を行い、かつ第1回の研究会をもつことになりました。研究会の基調講演では九州大学の小川教授にお話をいただきます。会費は取らない会員制としておりますが、昨日現在、180名を超える申し込みをいただいております。また、7月1日の第1回研究会には120人ほどが、ぜひ出席したいと参加申し込みをされているように全国に反響が広まりつつあります。ぜひ、まだご加入いただいていない方にはご加入いただければ幸いです。どうもありがとうございました。

それでは、きょうの議題は以上をもちまして終わりましたが、私の務めはこれで終わります。事務局にお返しをします。事務局、お願いします。

○中山間整備事業推進室長 本日は、長い間大変貴重なご意見、ご審議を賜りましてありがとうございます。

次回の開催予定につきましては、来年２月を目途に考えておりますが、具体的な日程につきましては改めて調整をさせていただきたいと存じます。

○佐藤座長　１つだけ、すみません。言い忘れました。きょうの資料１と２は６月末に公表する予定ですので、それまでは委員限りということでご注意いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中山間整備事業推進室長　また、本日の議事録の公開につきましても、各委員の先生方のご承認をいただいたうえで行う必要がございますので、発言の内容等につきまして、改めて確認のご連絡をさせていただきたいと考えております。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

午後　４時１８分　閉会